

◆復興特別所得税の記載漏れに注意してください

還付申告の方も含め、申告するすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。復興特別所得税は、平成25年分～平成49年分の各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

◆医療費控除について

○医療費の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（被保険者などが支払った医療費の額などが記載されたものにかぎる）を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）平成29年分～平成31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

○セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日～平成33年12月31日に自己または自己と生計を一にする配偶者その他のほかの親族のために、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、医療費控除を受けることができます。控除を受けるためには、医薬品購入費の明細書を添付し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付または提示する必要があります。

また、医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。平成29年分～平成31年分の確定申告については、医薬品購入費の領収書の添付または提示によることもできます。

※一定の取組とは、人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われる健康の保持増進および疾病の予防への取組

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

◎セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の計算方法

$$\boxed{\text{その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{12,000\text{円}} = \boxed{\text{セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (最高8万8千円)}}$$

注：医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

◆記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

◆公的年金を受給されている方

公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は従来どおり必要です。所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

◆住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成29年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは、住宅借入金等特別控除を受けることができます。詳しくは税務署に問い合わせてください。